

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

(H P 版議事録)

(整理番号0898)

第2回特定最低賃金専門部会（電気）

令和6年10月25日 非公開

開催日時	令和6年10月25日	10時40分～11時35分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 7階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 2人	定数 3人
主要議題	1 特定最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議事録
----------	-----

事務局	<p>皆様お揃いですので、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日ご出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員2名の合計8名でございます。</p> <p>従いまして、本部会は、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されます定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、使用者代表委員の [] 委員におかれましては、所用により欠席でございます。</p> <p>また、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をしていただく場合がございます。大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願ひいたします。</p>
-----	---

事務局	<p>ただいまから、第2回目の特定最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>議事進行につきましては、[]部会長にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>それでは、会議次第に従いまして議事に入らせていただきます。特定最低賃金額の審議に入りますが、その前に事務局から説明がありますのでお願ひいたします。</p>
事務局	<p>説明させていただきます。</p> <p>本日の議事の進行につきましてご説明いたします。</p> <p>本製造業の特定最低賃金改正額が、本日の専門部会でのご審議によって全会一致で議決された場合には、答申の手続きを行っていただくことになります。</p> <p>他方、全会一致とならなかった場合には、その旨を審議会に報告いたしまして、審議会においてご審議をいただくことになります。</p> <p>なお、本日のご審議のなかで、個別協議が必要になった場合には、別室をご用意しておりますのでご案内させていただきます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	ただいまの説明について、ご質問等ございますか。
各委員	【特になし】
部会長	<p>それでは、事務局の説明のとおりといたします。</p> <p>これからは、特定最低賃金改正額の審議に入ります。</p> <p>本日は、第2回目の会議ですので、労使それぞれから具体的な引き上げ額についてご提示いただき、そこから審議を進めていきたいと思います。</p> <p>全会一致で取りまとめができますよう、よろしくお願ひいたします。</p> <p>はじめに、労働者側委員からご意見をお願いいたします。</p>
[] 委員	<p>はい、労働者側委員の[]です。よろしくお願ひします。</p> <p>特定最低賃金は県内すべての労働者に適用されるセーフティネットである地域別最低賃金とは異なり、年齢や業務を特定した当該産業の基幹的労働者の最低賃金です。</p> <p>したがって、地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保が必</p>

	<p>要だと言う風に考えています。</p> <p>具体的な金額について、連合本部が9月に公表した都道府県別リビングウェイジ、これは労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準となります。群馬の時間額は1,100円、ここを目指してまず94円を要求させていただきます。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、使用者側委員からご意見をお願いいたします。</p>
委員	<p>はい、使用者側委員の [] でございます。よろしくお願ひします。</p> <p>94円というお話をしたけれども、基本的には0円で良いと思っていますがそもそもいきませんので、日銀のインフレのターゲットは2%となっていますので、現行額1,006円に2%をかけまして20.12円、端数切り捨ての20円を回答します。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>労使双方のご意見を確認させていただきますと、労働者側委員からは引き上げ額94円の提示がありました。使用者側委員からは20円の提示でした。</p> <p>それぞれのお考えがあり、ご意見はごもっともであります。74円の開きがあり金額の開きが大きいようです。</p> <p>労使お互いが、相手が主張されるご意見を踏まえた上で、歩み寄ることはできないでしょうか、ご意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>労働者側委員からご意見をお願いします。</p>
委員	<p>はい、 [] です。</p> <p>2030年までに時給1,500円を達成するために、現行との差額は494円となります。</p> <p>これを7年かけて上げていくためには、71円上げなければなりません。そのためにも71円を要求させていただきます。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>使用者側委員からもご意見をお願いします。</p>
委員	<p>はい、使用者側委員の [] です。</p> <p>世の中では、賃上げ水準が5%程度と言われていますが、今回はその半分の2.5%に1,006円をかけて25.15円、端数を切り捨てて25円と回答をします。</p>

部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、労使双方の提示された金額を確認させていただきます。労働者側委員からは引き上げ額 71 円を提示され、使用者側委員からは 25 円が提示されております。</p> <p>かなり歩み寄っていただきましたが、まだ、隔たりがございますので、もう少し歩み寄れないでしょうか。</p> <p>労働者側委員からご意見をお願いします。</p>
委員	<p>はい、労働者側委員の [] です。</p> <p>2024 年春闘における、連合群馬集計分の賃上げ率は 6.4% でした。</p> <p>これを現行額 1,006 円にかけますと 64.384 円となります。こちらの端数を切り上げて 65 円を要求させていただきます。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>使用者側委員はいかがでしょうか。</p>
委員	<p>はい、 [] でございます。</p> <p>先ほどの連合群馬の賃上げ率 6.4% というお話をしたが、帝国データバンクが昨今価格転嫁に関する調査を行っておりまして、その結果として出ている数字が価格転嫁率 45% というものでございます。</p> <p>6.4% に 45% をかけまして、さらに現行額の 1,006 円をかけまして 28.97 円、端数を切り捨てて 28 円を回答いたします。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>労使双方が歩み寄っていただいており、金額の開きが縮まって来てはおりますが、まだ開きがあるようです。</p> <p>賃金引上げについて年々社会的関心は高くなっていますが、一方で原材料費などの高騰があって経営者を悩ます要因もありますが、特定最低賃金は、労使がイニシアティブを十分に発揮していただいて設定されるという性格のものであります。</p> <p>この趣旨をお汲みとりいただいた上で、ご意見をお願いしたいと思います。</p> <p>労働者側委員からご意見をお願いします。</p>
委員	<p>はい、労働者側委員の [] です。</p> <p>先ほどは、連合群馬集計分の 6.4% をかけて端数を切り上げまし</p>

	たが、今度は端数切り捨てて 64 円を要求させていただきます。
部会長	ありがとうございました。 使用者側委員はいかがでしょうか。
委員	はい、[] です。 これだけ地賃が上がっておりますので、将来的には特定最賃を地賃に飲み込ませたいというのが基本的な考え方であります。従いまして、地賃と同額の賃上げは全く考えていません。 先ほどは 2.88% と申しましたが、端数切り上げ 3% とし、これに現行額 1,006 円をかけて 30.18 円、端数を切り捨てて 30 円を回答とします。
部会長	ありがとうございます。 労使のご意見が歩み寄っていただいていると存じます。 先ほども申し上げましたが、特定最低賃金が労使委員の皆様がイニシアティブを十分に發揮することにより円滑な審議がなされるものと理解しております。 このため、合意を目指してさらに歩み寄っていただければと思います。ご意見をお願いしたいと思います。 労働者側委員お願いします。
委員	はい、労働者側委員の [] です。 労働者側としては、地賃の妥結額と同額またはそれ以上と考えておりますが、歩み寄りは必要と思います。 県内 4 業種それぞれの最低額の加重平均は 1,127 円となっています。これと現行額の差額 121 円を 2 年かけて引き上げる考え方の下、60.5 円を切り上げて 61 円を要求いたします。
部会長	ありがとうございました。 使用者側委員はいかがでしょうか。
委員	はい、[] です。 2023 年度前橋市の消費者物価総合指数は、前年同期比 3.2% 上昇しました。 これを現行額 1,006 円にかけた 32.19 円、端数を切り捨て 32 円の回答とします。
部会長	ありがとうございました。

	<p>労使双方が歩み寄っていただいている、金額の開きが縮まって来てはおりますが、まだ開きがあるようです。もう少し歩み寄れないでどうか。</p> <p>労働者側委員からご意見をお願いします。</p>
■ 委員	<p>はい、■です。</p> <p>先ほどは 60.5 円の端数を切り上げましたが、今度は端数を切り捨てて 60 円を要求いたします。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>使用者側委員はいかがでしょうか。</p>
■ 委員	<p>はい、■です。</p> <p>経団連が集計しております今春の賃上げ率は、中小企業ですけれども 4.01% という数字が出ております。</p> <p>これに 1,006 円をかけて 40.34 円、端数を切り捨てて 40 円の回答をいたします。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>労使双方が歩み寄っていただいている、金額の開きが縮まって来てはおりますが、まだ開きがあるようです。もう少し歩み寄りがお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>労働者側委員からご意見をお願いします。</p>
■ 委員	<p>はい、■です。</p> <p>まだ金額に隔たりがあり、歩み寄りが必要とのことですので、こちらとしても歩み寄りをしたいと思います。</p> <p>中央最低賃金審議会で議論された頻繁に購入する品目の消費者物価指数は 5.4% です。</p> <p>これに現在の特定最賃 1,006 円をかけて 54.32 円、端数切り上げて 55 円を要求させていただきます。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>使用者側委員はいかがでしょうか。</p>
■ 委員	<p>はい、■です。</p> <p>私共が、最低賃金を検討する際に使用しております第 4 表の調査結果、パートのみの賃上げ率を見ますと 4.3% となっています。</p> <p>これに 1,006 円をかけまして 43.25 円、端数切捨てで 43 円を回</p>

	答します。
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、労使双方が提示された金額を確認させていただきます。労働者側委員からは引き上げ額 55 円を提示され、使用者側委員からは 43 円が提示されております。</p> <p>かなり歩み寄っていただきましたが、まだ、隔たりがございますので、もう少し歩み寄りをお願いできないでしょうか。</p> <p>労働者側委員からご意見をお願いします。</p>
委員	<p>はい、労働者側委員の [] です。</p> <p>先ほどは、頻繁に購入する品目の消費者物価指数 5.4% を考慮して 55 円と要求させていただきましたが、今回は端数を切り捨てて 54 円を要求させていただきます。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>使用者側委員はいかがでしょうか。</p>
委員	<p>連合本部が集計した今春闘の中小の賃上げ率が 4.45%、これに 1,006 円をかけて 44.767 円、端数を切捨てて 44 円を回答します。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、労使双方が提示された金額を確認させていただきます。労働者側委員からは引き上げ額 54 円を提示され、使用者側委員からは 44 円が提示されております。</p> <p>お互に歩み寄っていただきましたが、まだ、隔たりがございますので、もう少し歩み寄りをお願いできないでしょうか。</p> <p>労働者側委員からご意見をお願いします。</p>
委員	<p>はい、労働者側委員の [] です。</p> <p>現在の 4 業種の単純平均額は 1,008.75 円です。</p> <p>これに地賃の賃上げ率 5.34% をかけて 53.86 円、端数を切り捨てて 53 円を要求いたします。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>使用者側委員はいかがでしょうか。</p>
委員	<p>はい、 [] です。</p> <p>歩み寄りということですので、先ほどは端数を切り捨てました</p>

	が、今回は端数を切り上げて 45 円を回答します。
部会長	<p>ありがとうございました。 労使のご意見が歩み寄っていただいていると存じます。 先ほども申し上げましたが、特定最低賃金は労使委員の皆様がイニシアティブを十分に發揮することにより円滑な審議がなされるものと理解しております。 このため、合意を目指してさらに歩み寄っていただければと思います。ご意見をお願いしたいと思います。 労働者側委員お願いします。</p>
■ 委員	<p>はい、労働者側委員の ■ です。 労働側としては、先ほども申し上げましたが、地賃と同額以上の引き上げを目指しています。 よって、先ほどと同額の 53 円を要求させていただきます。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。 使用者側委員はいかがでしょうか。</p>
■ 委員	<p>はい、労側は歩み寄っていただけないところですが、こちらは 1 円歩み寄って、先ほど回答した 45 円から 1 円引上げ 46 円の回答といたします。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。 先ほどより、さらに歩み寄っていただきましたが、まだ金額に隔たりがあります。もう少し歩み寄りをお願いできればと思います。 労働側委員はいかがでしょうか。</p>
■ 委員	<p>はい、労働者側委員の ■ です。 先ほど使側から歩み寄っていただきましたので、連合本部が集計した 2024 年春闘の賃上げ率 5.1% に現行の 1,006 円をかけて 51.30 円、端数切り上げ 52 円を要求いたします。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。 使用者側委員はいかがでしょうか。</p>
■ 委員	<p>はい、 ■ です。 労側が 1 円歩み寄っていただきましたので、こちらも 1 円歩み寄り 47 円を回答します。</p>

部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、労使双方が提示された金額を確認させていただきます。労働者側委員からは引き上げ額 52 円を提示され、使用者側委員からは 47 円が提示されております。</p> <p>お互に歩み寄っていただきましたが、まだ、隔たりがございますので、もう少し歩み寄りをお願いできなくないでしょうか。</p> <p>労働者側委員からご意見をお願いします。</p>
委員	<p>はい、労働者側委員の [] です。</p> <p>使用者側には 47 円まで歩み寄っていただきました。</p> <p>先ほど部会長よりお話がありましたように、特定最賃は労使のイニシアティブで合意することが望ましいということもあります。ここで労使会議の開催を要求させていただきます。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>ただいま、労働者側委員から、労使による協議の申し出がありました。</p> <p>これについて使用者側委員のご意見はいかがでしょうか。</p>
委員	<p>はい、 [] です。</p> <p>労側がそう言うのであれば、使側としても労使協議をお願いしたいと思います。</p>
部会長	<p>使用者側委員の同意もありましたので、労使による協議を行っていただきたいと思います。</p> <p>協議のため一時休会といたします。</p> <p>労使委員の皆様が戻り次第再開いたします。</p>
事務局	<p>そうしましたら、協議をしていただきます別室をご案内いたします。</p>
	<p style="text-align: center;">【労使協議のため休会】</p>
部会長	<p>協議お疲れさまでした。</p> <p>それでは審議を再開いたします。</p> <p>労使協議を踏まえまして、ご意見をお伺いしたいと思います。どうからご発言いただけるでしょうか。</p> <p>[] 委員お願いします。</p>

委員	<p>労働者側委員の [] よりご報告させていただきます。</p> <p>先ず結論から申しますと、いただいた時間の中で労使双方の主張をしつつ、最終的には 50 円の金額で合意を得ることができました。</p> <p>使用者側委員の皆様には、真摯に協議をしていただき、ありがとうございました。</p> <p>経過について、報告をさせていただきます。</p> <p>まず、労働者側から、特定最賃につきましては地域別最賃を下回らない、一定の水準を上回るという考え方の下、今年の地域別最賃の引上げ額が 50 円ということで、連合本部の賃上げ率 5.1% を現行の特定最賃 1,006 円をかけた 51 円を要求しました。</p> <p>それに対して、使用者側は、地賃の引上げ額を特定最賃が上回るということは考えられないが、1 円歩み寄って 48 円の提示をいただきました。</p> <p>その後、労使双方の主張は平行線を辿り、金額の歩み寄りは進みませんでしたが、特定最賃は労使のイニシアティブを十分に發揮して合意をするのが望ましいということで、労働者側は 1 円歩み寄り 50 円を要求いたしました。</p> <p>これに対し、使用者側も 1 円歩み寄りをいただき 49 円を提示していただきました。</p> <p>その後、改めて賃上げについて労使の考え方を主張し、協議を行いました。</p> <p>賃上げにおける課題の一つに、労務費の価格転嫁が進まない現状があります。今後これまで築いてきた関係性を活かし、労使で取り組んでいくこと、また特定最賃の在り方についても協議をしていくことで、使用者側から 50 円の提示をいただきましたので、この金額にて合意としたいと考えております。</p> <p>改めて、使用者側委員の皆様には、真摯に協議をしていただいたことに感謝を申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>使用者側委員からもご意見をお願いします。</p>

	<p>委員</p> <p>はい、[]です。</p> <p>結果につきましては、今、[]委員のご発言のとおりですけれども、私共、常に特定最賃というのは不要であると申し上げてまいりましたので、これからまた、この特定最低賃金の在り方につきまして労使で協議をしていって、変化を求めていきたいと、こんな風に考えております。</p> <p>ありがとうございました。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかの労使委員はご意見ありますでしょうか。</p>
労使委員	<p>【特になし】</p>
部会長	<p>それでは、ただいま、労働者委員、使用者委員からご発言があり、本製造業の最低賃金を時間額 1,056 円とすることで合意されております。</p> <p>公益委員の方はご意見ございませんか。</p>
公益委員	<p>【特になし】</p>
部会長	<p>それではまとめさせていただきます。</p> <p>労働者側代表委員と使用者側代表委員のご意見のとおり、本製造業の最低賃金額を現行の 1,006 円から 50 円引上げ、時間額で 1,056 円とするということでよろしいでしょうか。</p> <p>委員の皆様、異議はございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なし】</p>
部会長	<p>異議なしと確認いたしました。</p> <p>よって、全会一致で議決いただいたということを確認いたしました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この後の手続きについて事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>説明させていただきます。</p> <p>全会一致で議決いただきましたので、「専門部会の決議をもって審議会の決議とする」という最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の規</p>

	<p>定に基づいて手続きを行うこととなります。</p> <p>つきましては、本専門部会の報告書の案と答申文の案を用意いたしますので少々お時間をいただきますようよろしくお願ひいたします。</p>
部会長	<p>それでは、事務局の準備が終わるまで一時休会といたします。</p> <p style="text-align: center;">【報告書（案）、答申文（案）作成のため休会】</p>
事務局	<p>報告書及び答申文が用意できましたので、再開をお願いいたします。</p>
事務局	<p style="text-align: center;">【報告書（案）、答申文（案）を委員全員に配付】</p>
部会長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>事務局から、まずは報告書について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告書及び答申書の別紙について、金額以外に一部修正がございますので、説明させていただきます。</p> <p>日本標準産業分類が本年4月1日付けで改定されたことに伴い、特定最低賃金の件名及び適用業種の範囲について、カンマ(,)から読点(、)に修正することとされたことから、報告書及び答申書の別紙の「2 適用する使用者」の2行目に記載されております「管理」と「補助的経済活動」の間について、前年度までカンマ(,)であったところ、お手元の案のとおり読点(、)に修正したことをご報告いたします。</p> <p>それでは、報告書の案を読み上げさせていただきます。</p>
事務局	<p style="text-align: center;">【報告書（案）朗読】</p>
部会長	<p>ただいま、委員の皆様に報告書の案を確認していただきましたが、この内容でよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>専門部会の報告書について、ご了承いただいたことを確認いたしましたので、これをもって、群馬地方最低賃金審議会長あて報告することとします。</p> <p>続いて答申文について説明してください。</p>

事務局	<p>本日は全会一致で議決をいただきましたので、本専門部会の決議は審議会の決議とさせていただき、答申文は審議会長名で作成しております。</p> <p>答申文の案を読み上げさせていただきます。</p> <p>なお、別紙は報告書と同じでございますので時間額のみ読み上げさせていただき、その他の項目は省略させていただきます。</p>
事務局	【答申文（案）朗読】
部会長	<p>委員の皆様に答申文の案を確認していただきましたが、この内容でよろしいでしょうか。</p>
各委員	【異議なし】
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ご了承いただいたことを確認いたしましたので、これをもって答申いたします。</p>
	【部会長から労働基準部長に答申文手交】
部会長	<p>答申が無事終わりました。</p> <p>各委員の皆様のご協力により、全会一致で取りまとめることができました。</p> <p>大変ありがとうございます。</p> <p>それでは、今後の予定について事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>ご答申をいただきましてありがとうございます。</p> <p>ご答申をいただきましたことに対しまして、津田労働基準部長からご挨拶を申し上げさせていただき、その後に今後の予定をご説明いたします。</p>
労働基準部 長	<p>労働基準部長の津田でございます。</p> <p>ただいま、[] 部会長から、令和6年度の電気機械器具製造業特定最低賃金の改定につきまして、ご答申をいただきました。</p> <p>本年度の特定最低賃金の改正につきましては、8月8日に諮問をさせていただき、その後、委員の皆様には、真摯なご議論を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。</p>

	<p>また、当専門部会の決議が、委員の皆様の合意に基づき、全会一致により行われたことにつきまして、心から敬意を表する次第でございます。</p> <p>群馬労働局といたしましては、この答申を踏まえ、新たな特定最低賃金の発効に向け、所要の手続きを進めてまいります。</p> <p>併せまして、多くの関係者の皆様に最低賃金制度の一層の周知を図り、その履行確保に努めてまいる所存でございます。</p> <p>最後に、委員の皆様のご尽力に重ねて感謝を申し上げまして、御礼の挨拶とさせていただきます。</p> <p>ご審議、誠にありがとうございました。</p>
事務局	<p>それでは、今後の予定につきまして 2 点ご説明いたします。</p> <p>1 点目でございます。</p> <p>特定最低賃金の効力発生日についてですが、4 業種同一日となっているところでございます。</p> <p>従いまして、すべての業種の答申が出揃った日を起算日として、異議の申出の公示をさせていただきます。</p> <p>公示の期間内に異議申出があった場合には 11 月 15 日の金曜日に審議会を開催し、異議の審議を行っていただく予定しております。</p> <p>異議申出がなく、官報公示の手続きを取ることができた場合、効力発生日は最短で 12 月 28 日となる予定でございます。ただし、官報に掲載できる件数には限度があるため、諸事情により官報掲載日がズレ、効力発生日が遅れる場合もございますので、ご了承いただきますようお願ひいたします。</p> <p>2 点目でございます。</p> <p>官報公示に際しまして、公示文は法令用語に準拠する必要があります。このため、答申の内容に影響を及ぼさない軽微な訂正が行われることがございます。その際は、最低賃金審議会長にご相談申し上げ、ご承認をいただくことといたしますので、併せてご了承をいただきますようお願ひいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今後の予定について説明がありました。</p> <p>1 点目は、改正額の効力発生日は 4 業種同一日となっていること。</p> <p>また、今後、異議申し出の公示や官報公示の手続きを行うということですが、改正額の発効は、順調にいって 12 月 28 日となると</p>

	<p>いうこと。ただし、諸事情によりずれ込む場合もあるとのことです。</p> <p>2点目は、官報公示に際し、答申文の軽微な訂正の取扱いについてです。</p> <p>以上2点について事務局ご説明のとおりでよろしいでしょうか。</p>
各委員	【異議なし】
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ではそのようにいたします。</p> <p>最後に、その他について事務局から何かありましたらお願ひいたします。</p>
事務局	特にございません。
部会長	委員の皆様からは何かございますか。
各委員	【特になし】
部会長	<p>特にご意見等ないようです。</p> <p>それでは、最後に確認をいたします。</p> <p>本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われますが、非公開事項は「無し」ということでよろしいでしょうか。</p>
各委員	【異議なし】
部会長	<p>非公開事項は「無し」と確認いたしました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題はすべて終了しました。</p> <p>これをもちまして、第2回特定最低賃金専門部会を閉会といたします。</p> <p>ご審議お疲れさまでした。</p>